

# 指定ごみ袋広告掲載募集案内

## 甲府市

甲府市では、ごみの減量化を目的に家庭ごみの排出には、本市が指定するごみ袋を使用しています。この指定ごみ袋に有料広告の掲載を希望する広告主を募集します。

### 1 広告の概要

甲府市指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋に広告を掲載し、甲府市指定ごみ袋取扱い店（スーパー、ドラッグストア、コンビニ、個人商店など）において、市民へ販売します。

年間で1世帯あたり、燃えるごみ用の指定袋を100枚程度使用することを見込んでいます。

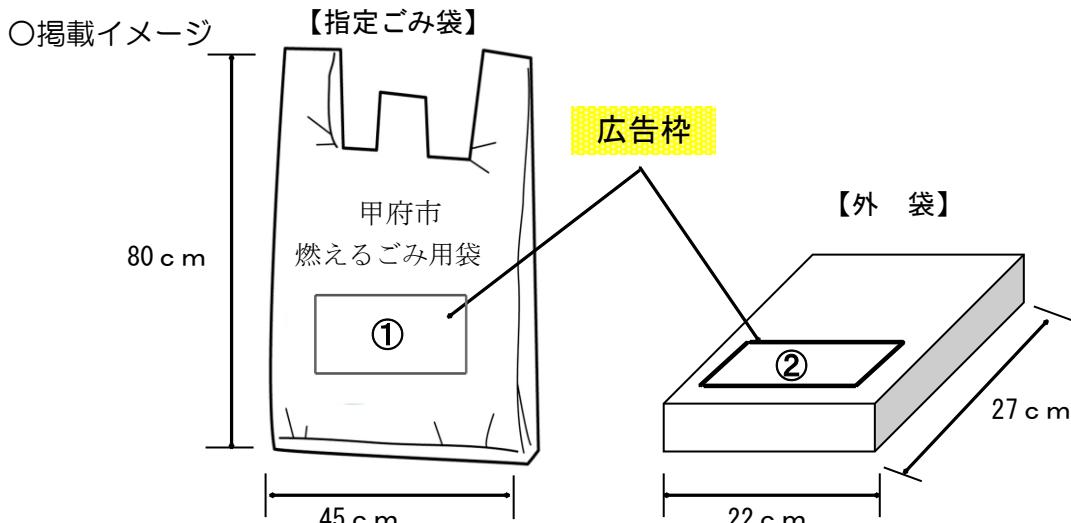
### 2 広告の規格、募集、掲載位置等

種類		製造枚数	募集枠数	文字色	規格
①	指定ごみ袋	燃えるごみ用(45リットル) (市内全域販売)	400万枚	4枠 (1枠100万枚)	緑 縦13cm × 横27.5cm
②	外袋	燃えるごみ用 (市内全域販売)	40万枚	4枠 (1枠10万枚)	黒 縦8cm × 横17cm

(1) 指定ごみ袋は1枠100万枚、外袋は1枠10万枚です。

(2) 店頭での販売期間は令和8年7月下旬頃から購入枠数の袋が完売するまでです。

※順次製造販売しますので、販売時期や販売エリアなどの指定をすることはできません。



◆広告の文字色は上記表の単色とし、ごみ袋の文字と同一です。

### 3 販売地域及び広告掲載料

販売地域	掲 載 方 法	掲載料（税込み）
市内全域	指定ごみ袋と外袋をセットとして掲載	1 セット 100,000 円
	指定ごみ袋または外袋の一方のみに掲載	1 枠 50,000 円

※指定ごみ袋、外袋をいずれか一方のみ掲載する場合は、もう片方へ他者の広告は掲載しません。

### 4 広告掲載基準及び規制対象業種

甲府市広告掲載要綱及び基準に基づき、次のいずれかに該当する広告は掲載することができません。

#### (1) 掲載基準

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 政治性のあるもの
- ④ 宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張
- ⑥ 個人の名刺広告
- ⑦ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑧ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- ⑨ その他、広告掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

#### (2) 規制対象業種

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- ② 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- ③ たばこに関するもの（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- ④ 投機的商取引に関するもの
- ⑤ ギャンブルに関するもの
- ⑥ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者
- ⑦ 法律に定めのない医業類似行為を行う施設
- ⑧ 占い、運勢判断に関するもの
- ⑨ 興信所・探偵事務所等
- ⑩ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ⑪ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- ⑫ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者  
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う事業者（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）
- ⑬ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑭ 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれない事業者
- ⑮ 本市と係争中の事件があるもの
- ⑯ 指名停止等の措置基準に基づき指名停止期間中のもの
- ⑰ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの
- ⑱ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- ⑲ 甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団

- ②〇 本市の市税を滞納している事業者
- ②① その他、要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会において不適当と認める業種又は事業者

※甲府市指定ごみ袋販売店は、広告を掲載することができません。

## 5 募集期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

## 6 応募方法

広告掲載を希望する方は、別添の広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、掲載しようとする広告の原稿（広告の内容等が分かるもの）及び会社概要の分かるパンフレット等を添えて、ごみ減量課まで持参又は郵送してください。

## 7 広告掲載の決定

広告掲載の可否については、「甲府市広告掲載要綱」及び「甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領（以下「要領」という。）」等に基づき甲府市広告審査委員会で決定します。

また、応募が募集枠を超えた場合は、指定ごみ袋と外枠のセット掲載を希望する広告主を優先とし、要領に定める掲載優先順位に従い選定します。

それでもなお、応募数が募集枠を超えている場合は、同一優先順位内において1応募者1抽選枠として抽選により決定します。

決定の可否について、通知書を送付します。

## 8 広告掲載料の納付

広告の掲載決定を受けた場合は、市が発行する納入通知書により広告掲載料を指定納入期日までに、一括して納入していただくこととなります。

### 【申込書提出先、問合せ先】

甲府市 環境部 環境総室 ごみ減量課  
〒400-0831 甲府市上町601-4  
TEL055-241-4327 FAX055-241-6190